

平成 3 0 年 3 月 5 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



看護師等免許保持者の届出制度に係るリーフレットの配布について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 2 7 年 1 0 月より施行された看護師等免許保持者の届出制度につきましては、これまで種々ご連絡申し上げます。

今般、以前（平成 28 年 2 月 17 日付（地 I 279））の文章にて貴職宛にお送りしておりますリーフレットが、より一層の制度普及に向けて増刷されましたので、2 5 部お送りいたします。

また、看護師等が離職された際の代行届出に関するリーフレットも作成されました。看護師等が離職する際の届出は、本人の他、病院等の開設者が代行することも可能です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会、医師会立助産師・看護師・准看護師養成所等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本リーフレットは、いずれも厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>



# 病院等の管理者の皆さまへ

～ 看護職員の人材不足解消のために ～

## 看護師等が離職される際は、 代行届出によるご協力をお願いします

### 代行届出とは？

(※) ナースセンターへの届出は、法律上の努力義務となっています。

保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方の復職支援のため、氏名や連絡先などを都道府県ナースセンターへ届け出ただく制度が、平成27年10月から始まっています(※)。

届出は、ご本人に行っていただく他、病院等の開設者が看護職員に代わって一括して行っていただくことも可能で、これを「代行届出」といいます。これまで育てた職員が離職することは残念なことです。が、免許を活かして他の病院等で再び活躍していただき、ともに地域医療を支えていく看護職員の確保へとつなげるため、代行届出にご協力ください。

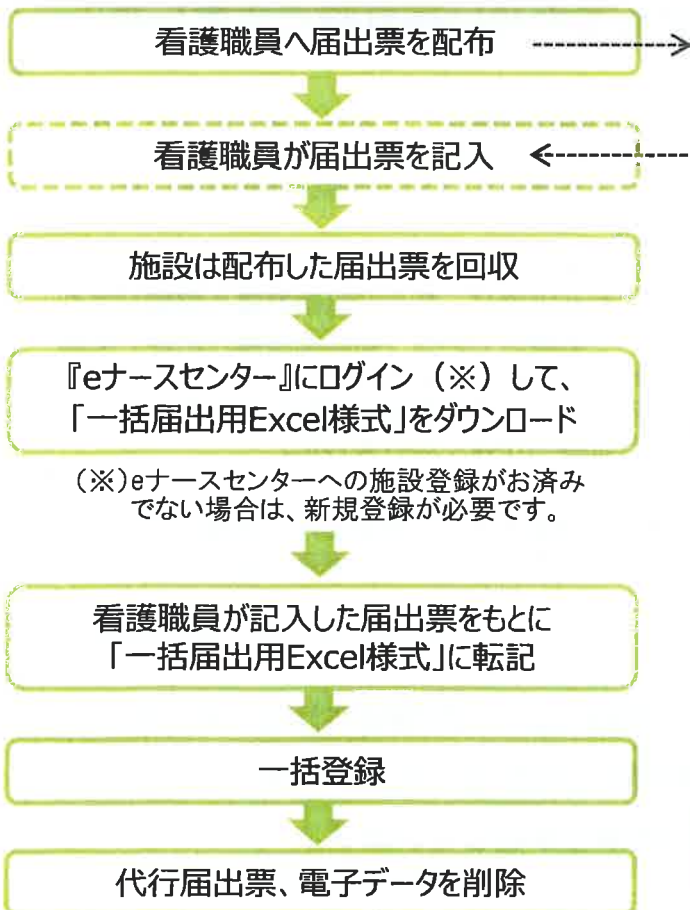
### 代行届出はインターネットで！

代行届出の際は、①対象の看護職員に届出票（代行届出用）を配布して記入してもらい、②『eナースセンター』\* から「一括届出用Excel様式」をダウンロードして①の内容を転記、③アップロードするだけで、簡単に行えます。なお、届出後には、都道府県ナースセンターから看護職員に電話やメール等により復職に向けた連絡や支援が行われますので、その旨を看護職員にお伝えください。

\* 『eナースセンター』は、ナースセンターが運営する無料の求職・求人サイトです。

### 代行届出の手順は簡単です！

【届出票】『eナースセンター』からダウンロードできます。



届出票		代行届出用	
※本枠内の項目に記入してください。*		※は記入必須項目です。	
※氏名に番号があるものは1つ選択し、○をつけてください。		記入年月日(西暦) 年 月 日	
『看護師等の人材確保の促進に関する法律』第16条の3第1項に基づき、以下のよう届け出ます。			
氏名(※)	フリガナ	フリガナ	
生年月日(※)	年 月 日	性別(※)	1. 女性 2. 男性
現住所(※)	都道府県	〒	
	住所番号		
電話番号1(※)		電話番号2	
FAX番号			
メールアドレス1(※)		メールアドレス2	
保健師免許	免許の有無(※)	1. あり	取得年月日
		2. なし	昭和・平成 年 月 日
助産師免許	免許の有無(※)	1. あり	登録番号
		2. なし	登録年月日
			昭和・平成 年 月 日
看護師免許	免許の有無(※)	1. あり	登録番号
		2. なし	登録年月日
			昭和・平成 年 月 日
准看護師免許	免許の有無(※)	1. あり	登録番号
		2. なし	登録年月日
			昭和・平成 年 月 日
			現住所(〒)
就業状況(※)	1. 就業していない 2. 就業していないが求職中		
	3. 就業中・就業予定(看護師等) 4. 就業中・就業予定(看護師等以外)		
	5. 学生 6. その他		

電話番号やメールアドレスの記載漏れによりナースセンターが連絡の取れない事例があります。離職後も必ず連絡の取れる電話番号やメールアドレスの入力を促してください。

# ナースセンターへの届出がきっかけで、再び、輝いて働く看護職員の声

## 子育て中の私でも、無理なくお仕事を再開できました！



### ○ 届出のきっかけは？

私は、子育てを理由に離職しましたが、届出制度が開始していましたので、代行届出の手続きをしました。知り合いから、届出をすると復職に役立つ研修や交流会の情報が定期的に届くと聞いていました。

### ○ 届出後にどのような復職支援がありましたか？

届出後、夫の転勤のため別の県に転居しました。転居後、看護師等の届出サイト「とどけるん」(※)から届出情報の住所を変更したところ、ナースセンターとハローワークが連携して実施している就職相談の開催案内が送られてきました。

私は、できれば仕事を続けたいと思っていましたが、初めての子育てと仕事をどのように両立させればよいか迷い、子どもを連れて相談会に参加しました。そこで、ナースセンターの相談員のお話から、今は、多様な雇用形態や勤務形態があり、看護職が活躍できる場所が広がっていることを知りました。そして、子どもの緊急時でも協力体制が組まれていて多くの子育て世代が勤務している求人施設があることを教えていただき、「私でもできるかも」と思うことができました。

### ○ 復職先と、復職して感じていることを教えてください。

後日、そうした求人施設の中でも家から近い慢性期病院に見学に行きました。そこで看護部長さんから「人手が必要な時間帯の2時間でも3時間でも構わない、働いて欲しい」と言われ、それならできのかなと思い、働くことを決めました。私は病棟での看護が好きです。忙しい時間帯のケアができるなら、これまでの子育て中の経験も生かすことができ、毎日、嬉しい気持ちで仕事に行っています。

(※)「とどけるん」は、離職時等に看護師等がスマートフォンやパソコンなどインターネットを通じて、自分で届出を行えるウェブサイトです。登録をした後にログインすると、お住まいの都道府県ナースセンターの最新情報(相談会、研修などの企画)を確認することができます。

## 定年退職の際、勤め先の病院で代行届出してもらい再就職できました！

### ○ 届出のきっかけは？

長年勤めた病院を定年退職する際、看護部長から届出制度やナースセンターについて教えていただき、届出を代行してもらいました。当時の私は、定年というこの時期に自分にとって何ができるのかという思いや、やってみたいことを探したいという思いがありました。

### ○ 届出後にどのような復職支援がありましたか？

届出者を対象にしたナースセンターの相談会の開催案内が来ました。その相談会で、今後、地域での活躍が見込まれる訪問看護に興味を持ったのですが、私には訪問看護の経験がありません。そんな私に、相談員が、ナースセンターで実施している「訪問看護導入研修」受講を勧めてくれました。そして、研修の受講後には、届出者を対象としたセカンドキャリアの交流会の開催案内をいただき参加しました。交流会では、訪問看護の経験がある方々からお話を伺うことができ、訪問看護で働きたいという気持ちが強くなりました。

### ○ 復職先と、復職して感じていることを教えてください。

ナースセンターの紹介で、訪問看護の機能も持つ看護小規模多機能型居宅介護事業所へ就職しました。私は、今、患者さまと触れ合うことにやりがいを感じ、自分を必要としてくれる場所で働いていることに喜びを感じています。

届出制度と  
ナースセンターを  
利用した場合の  
メリット

- 同じ看護職が親身に相談に応じ、就職後もサポートします！
- あなたにあった勤務形態の施設をご紹介します！
- 様々な復職のための研修を準備しています！  
離職後、時間が経過している方に…/未経験の施設が不安な方に…
- 交流会で経験者からの話が聞けます！

事 務 連 絡

平成30年2月22日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課

看護師等免許保持者の届出制度に係るチラシの配布について

看護行政の推進については、平素よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく看護師等免許保持者の届出制度については、毎年、年度末から翌年度にかけて多くの届出が行われております。つきましては、届出が適切に行われるよう制度周知用のチラシを増刷しました。貴団体管下の関係者各位に配布する等、引き続き、制度の周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本制度において、病院等の開設者等は、届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めることとされています。貴団体におかれましては、管下の関係者各位に、看護師等が離職する場合には都道府県ナースセンターに届出を行うことが法律で定められている旨を情報提供し、届出を促すことや、当該看護師等の同意の下、当該看護師等に代わって都道府県ナースセンターに届け出ることなどへのご協力を呼びかけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、今回送付したチラシが不足した場合は、以下の厚生労働省ホームページ「看護師等免許保持者の届出制度」からダウンロードできますので、ご活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>

【連絡先】

厚生労働省医政局看護課人材確保係

電話：03-5253-1111（内線2599）

看護師等の仕事をされていない  
免許保持者の皆さんへ

# ナースセンターへの届出制度と 復職支援をご利用ください！

## 届出制度とは？

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が改正され、平成27年10月1日から施行されました。

届出制度とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方に、氏名や連絡先などを都道府県ナースセンター※へ届け出いただく制度です。

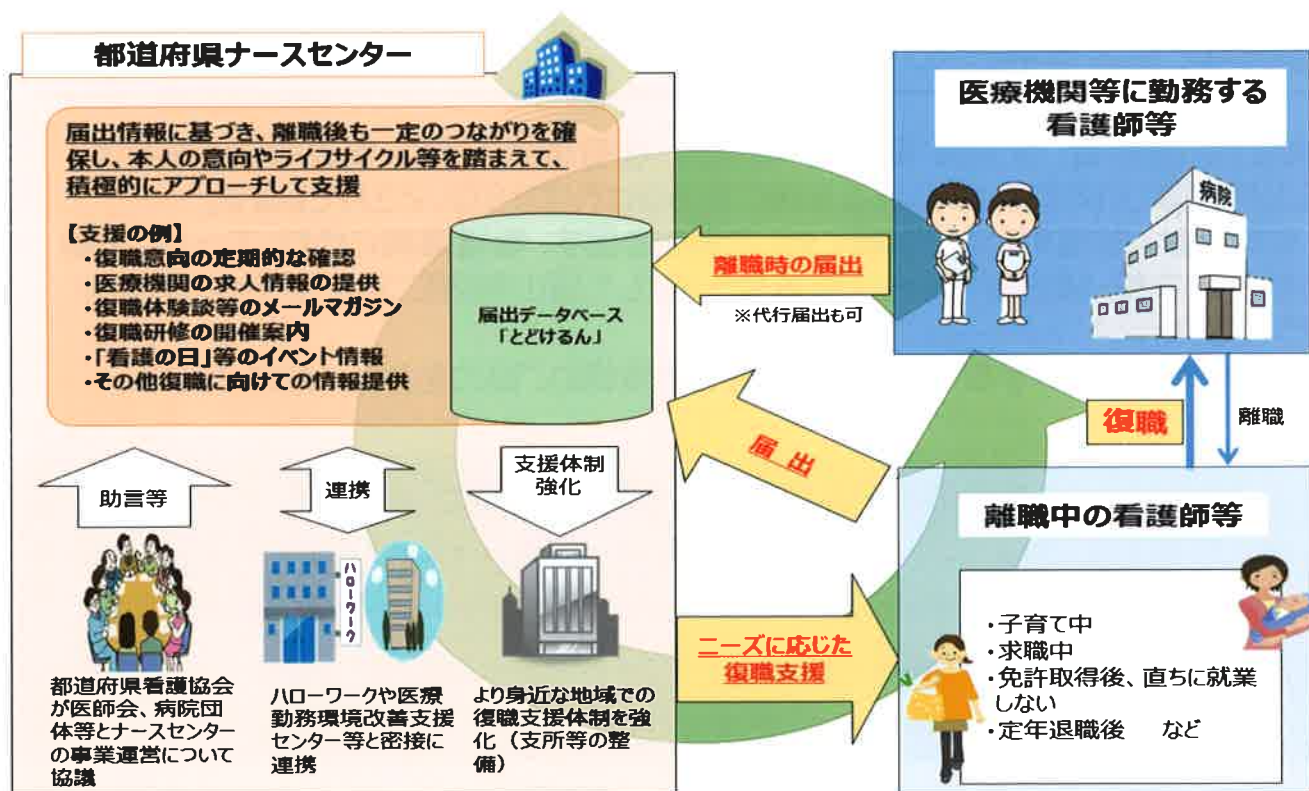
※都道府県ナースセンターは、法律に基づいて都道府県知事が指定する、看護職員確保の公的な拠点です。

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には、看護職員が約196～206万人必要と推計されています。今後、少子化が進む中で看護職員の人材確保を進めるためには、潜在看護職員を含めた離職中の看護師等の復職支援が必要となっています。

このため、平成27年10月から新たな届出制度（届出は努力義務）が始まりました。

届出情報をもとに、都道府県ナースセンターが離職中の看護師等の方とつながりを保ち、それぞれの状況に応じて、復職に向けた研修、無料の職業紹介、相談員によるアドバイスや情報提供等の支援を行います。

## ナースセンターによる看護職員の復職支援



## 届出のタイミングは？

- 病院等を離職するなど、以下の場合は。
  - ・ 病院等を離職した場合（病院等：病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所）
  - ・ 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
  - ・ 免許取得後、直ちに就業しない場合

## 届出する事項は？

- 氏名、生年月日、住所
  - 電話番号や電子メールアドレスなど、連絡先に関する情報
  - 看護師等の籍の登録番号と登録年月日
  - 就業に関する状況
- ※ 届出事項に変更が生じた場合は、届出事項の「変更登録」を行ってください。

## 届出の方法は？

- インターネットを経由した届出が原則となります。  
お持ちのスマートフォンやパソコンから、看護師等の届出サイト「とどけるん」に届出事項を入力してください。

<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>



「とどけるん」のトップページ

- インターネット利用環境にない方は、  
書面での届出も可能です。  
お近くの都道府県ナースセンターへお問い合わせください。

## 病院などによる届出の支援

- 病院等の開設者、保健師・助産師・看護師・准看護師の学校・養成所の設置者は、届出が適切に行われるよう必要な支援に努めなければならないとされています。
- 「支援」とは、離職する看護職員に対して届出を促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所でキャリア教育の一環として届出制度について学生への教育を行う等です。  
病院等の開設者や学校・養成所の設置者の皆様のご協力をよろしくお願いします。

### こちらのホームページにも関連情報があります

- 厚生労働省ホームページ「看護師等免許保持者の届出制度」（FAQもあります）  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>
- ナースセンターが運営する無料職業紹介用サイト「eナースセンター」  
<https://www.nurse-center.net/nccs/>